第百四十号

令和二年

十月二十九日

曜

日

間

木

令和二年十月二十九日 試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

山梨県知事

長

崎

幸

太 郎

自衛官候補生

郡忍野村忍草三千九十三番地自衛隊北富士駐屯地 南都留	令和二年十二月十二日	令和二年十二月三日(木)
郡忍野村忍草三千九十三番地自衛隊北富士駐屯地 南都留	(日) 令和二年十一月十五日	令和二年十一月五日(木)
試験場の名称及び位置	試験期日	募集期間

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取......五四七

目

次

示

· 五四八 ·五四七 · 五四七

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

<u>二</u>件

告 示

山梨県告示第二百八十六号

称等の一部を改正する告示を次のように定める。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

の名称等の一部を改正する告示 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務

称等(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名

本則の表二の項開示場所の欄中「同右」を「山梨県防災局防災危機管理課」に改める。

則

この告示は、 公布の日から施行する。

山梨県告示第二百八十七号

び第百十八条の規定により、 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条、 令和二年度自衛官候補生として採用する自衛官の募集期 第百十七条第一項及

山梨県告示第二百八十八号

· 五四九 · 五四八

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸 太

郎

道路の種類

路線名 甲府市川三郷線

三 道路の区域

五 二 七	一八・〇~	新	
五二.七		旧	甲府市中央四丁目五六四番二地先まで甲府市中央四丁目四四四番一地先から
(メートル)	(メートル)	の 旧別 新	区間

梨 県 公 報 第百四十号 令和二年十月二十九日

Щ

Ш

梨

山梨県告示第二百八十九号

所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

令和二年十月二十九日

山梨県知事
長
崎
幸
太
郎

	道	一般国	種類の
		百四十一号	路線名
老 舌	六番三地先から	北杜市高根町長沢字孫盥一五四	区間
		六五五・〇	(メートル)
	月二十九日	令和二年十	期日開始の

山梨県告示第二百九十号

路の供用を開始する。その関係図面は、 所峡北支所において、この告示の日から令和二年十一月十九日まで一般の縦覧に供する。 令和二年十月二十九日 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

		一番二地先まで		
		北杜市高根町長沢字神久保四六		
月二十九日		○番四地先から	線	
令和二年十	<u>四</u> · ○	北杜市高根町長沢字神久保四六	長沢小淵沢	県道
期日	(メートル)			種類
供用開始の	延長	区間	路線名	道路の

公 告

令和 二年度山梨県准看護師試験の実施

> 二年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号)第十八条の規定により、 令和

令和二年十月二十九日

長 崎 幸 太 郎

- 試験日時 令和三年二月七日 (日) 午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所 らす」 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター 「かいて
- 試験方法 筆記試験

兀 二十三条に規定する科目 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則 (昭和二十六年厚生省令第三十四号) 第

Ŧī. 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者であるこ

六 提出書類

1 受験願書

3

受験資格を有することを証明する書類

2

4 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、 上半身像のもので、縦

もの) 一枚 六センチメートルかつ横四センチメートル、 裏側に撮影年月日及び氏名を記載した

5 は、提出する必要はない。 戸籍抄本(受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合

なかった場合でも還付しない。) を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験し 受験手数料 六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙

受験願書の配布期間及び配布場所

に、令和二年十一月九日(月)から同月二十日(金)までに到達するよう送付する 先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、 筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた宛 から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封 を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前九時 配布期間 令和二年十一月九日(月)から同月二十日(金)までの山梨県の休日 山梨県福祉保健部医務課看護担当宛て

九 2 受験願書の提出先、 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 提出方法及び受付期間 山梨県福祉保健部医務課看護担当

- 八2に掲げる場所
- 2 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- 3 正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合 受付期間 令和二年十二月七日(月)及び同月八日(火)の各日の午前九時から
- その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話○五五−二二三

は、同月七日(月)又は同月八日(火)の消印のあるものを有効とする。

一四八四)に問い合わせること。

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による届出が 次のとおり

令和二年十月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

ス株式会社 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一

二 届出の概要

二丁目千百二十五番一外 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフガーデンにらさき 山梨県韮崎市若宮

2 変更した事項

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前	変更後
二十三号東京都千代田区神田三崎町三丁目三番代表取締役 辻田泰徳 芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区麹町五丁目一番地一代表取締役 辻田泰徳 芙蓉総合リース株式会社

あっては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

変更前

Щ

梨県公

報

第百四十号

令和二年十月二十九日

変更後

神奈川県相模原市中央区横山一丁目一 代表執行役 野島廣司 株式会社ノジマ

番一号 外十一者

株式会社ノジマ 代表執行役 野島廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目一番 JR横浜タワー二十六階 外十二

者

変更の年月日 平成三十一年三月一日外

3

届出年月日 令和二年十月十二日

センター 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から令和三年三月一日まで

Ŧi.

几

大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

公告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

令和二年十月二十九日

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リー ス株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

1 五所字西原千四百二十三番四 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十

2 変更した事項

二 届出の概要

表者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社	芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田泰徳	代表取締役 辻田泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目三番	東京都千代田区麹町五丁目一番地一
二十三号 外一者	外一者

Щ